

相続登記はお早めに！  
この届出は、固定資産（土地・家屋）の相続権や所有権を確定するものではありませんので、法務局にてお早めに相続登記を行ってください。

返送先・問い合わせ先  
〒742-8714  
山口県柳井市南町一丁目10番2号  
柳井市役所 税務課 固定資産税係  
TEL (0820) 22-2111 (内線135・136)

## 相続人代表者兼固定資産現所有者（指定・変更）届

（宛先）柳井市長

令和 年 月 日

※以下の太枠内をご記入ください

相続人の または 代表者は 現所有者	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
	電話番号	-	-	
	被相続人との続柄		備考	

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、地方税法第9条の2第1項の規定により上記のとおり届け出ます。  
また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法343条第2項の規定による現に所有している者（納税義務者）の代表とすることをあわせて届け出ます。

被相続人	死亡時の住所			
	本籍地			
	フリガナ			
	氏名	亡		
	死亡年月日	年	月	日
代表者を 除く 相続人	フリガナ 氏名	被相続人 との関係	住所	備考

※ここから下は記入しないでください（柳井市使用欄）

新コード		旧コード	
------	--	------	--

決裁	課長	補佐	課員

口座	現年	有・無
	次年	
収納	済・未	
戸籍確認		
入力		
確認		

受付印